医療法人役員変更の届出について

〇根拠条文(医療法施行令第5条の13)

医療法人は、その役員に変更があったときは、新たに就任した役員の 就任承諾書及び履歴書を添付して、遅滞なく、その旨を都道府県知事に 届け出なければならない。

〇提出書類

- ·役員変更届(様式7)(正本1部, 副本1部)
- ・添付書類(下表のとおり)※

	新任	重任
就任承諾書(様式例18)	0	0
履歴書(様式例11)	0	_
印鑑証明書	0	_
社員総会議事録の写し (理事長の場合、理事会議事録の写し)	0	0
医師(歯科医師)免許証の写し (理事長、医療機関の管理者の場合)	Δ	_

- ※ 成年被後見人法の改正により、医療法人役員の欠格事由の一つが「成年被後見人 又は被保佐人」から「精神の機能の障害により職務を適正に行うに当たって必要な 認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者」に改正されたことを受け、 「登記されていないことの証明書」を添付書類から削除しました。(R1.9 更新)
- ※ 添付書類から登記事項証明書を削除しました。(R3.3 更新)
- ※ 就任した役員が理事長の場合は、別途「登記事項変更登記完了届(様式6)」を提 出願います。